モバイルバッテリーの製造等の事業を行う者の使用済モバイルバッテリーの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）に対する意見公募の結果について

令和８年３月１８日
経済産業省　ＧＸグループ
資源循環経済課

モバイルバッテリーの製造等の事業を行う者の使用済モバイルバッテリーの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和８年１月３０日（金）～令和８年３月１日（日）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

（１）提出意見数：４件

（２）提出意見の概要及びそれに対する考え方：別紙のとおり

※なお、幅広く御意見をお寄せいただきましたところ、本件意見募集とは直接関係のない御意見（５件）に対して、経済産業省としての考え方は示しませんが、承っております。

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省　ＧＸグループ　資源循環経済課
ＴＥＬ：０３－３５０１－４９７８

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	回収の際の個人情報保護も規程していただきたい。	モバイルバッテリーについて、個人情報を記録するものは想定しておりませんので、原案のままとさせていただきます。
2	第一条に「リチウム蓄電池を部品として使用する電源装置」とあるが、リチウム系を広く包含するのかが文章上明瞭でないことに加えナトリウム系電池など新技術の発展も見られるため、「蓄電池を部品として使用する電源装置」とするほうがよい。	今般、資源有効利用促進法施行令において、「電源装置（リチウム蓄電池を部品として使用したものに限る。）」を指定再資源化製品として追加したことに伴うものであり、電源装置内の対象となる蓄電池は、リチウム蓄電池ですので、原案のままとさせていただきます。
3	大手 EC サイトから購入した海外製モバイルバッテリーや、膨張した二次電池については、その引き取りが拒まれている現状がある。これらの資源についても、種別さえ一致すれば広く回収する仕組みにしなければ、実効性が薄いように思う。法に盛り込むことは難しいかもしれないが、この辺りも検討いただきたい。	膨脹した二次電池の廃棄が問題となっていることは承知しておりますが、資源の有効な利用の観点から、回収において安全上の懸念がある状態のものについて、本基準として回収しなければならないと措置することは難しいものと考えております。
4	省令案を支持しますが、モバイルバッテリー・携帯電話用装置の回収・再資源化基準を定める中で、バッテリー交換を無料（または実質無料）にすればリサイクルは間違いなく進むと思います。 現在の製品は買い替えサイクルを早めるビジネス手法が当たり前で、バッテリー劣化で本体ごと廃棄する人が多いです。交換費用が 5,000 から 15,000 円かかるから「もういいや」と放置・廃棄するケースが後を絶ちません。 バッテリー交換を無料にすれば：ユーザーが古いバッテリーを確実に返却する動機になる。 使用済みバッテリーの回収率が 70 から 90%超になる可能性。 製品寿命が延び、新品製造が減り、CO2 排出が大幅削減。 長く使えるモノ作りを日本は目指すべきです。 改正で「バッテリー交換を無料または極低価格で提供する事業者は、回収・再資源化率の目標を緩和する」インセンティブを設け、交換可能設計の義務化とセットで進めてください。省令案に反映を強く求めます。	どのような手法をもって、自主回収の実効の確保を図るかは事業者それぞれの取組であるほか、自主回収の目標は、事業者自らが定め、自主回収の取組を計画的に行うよう求めているものであり、再資源化率の目標は、回収したリチウム蓄電池の総重量に対して、得られる再生資源として利用できる状態のものの総重量の割合について 30%を下回らないよう事業者が設定するものであり、何かしら緩和するという要素があるものとは考えておりませんので、原案のままとさせていただきます。